

令和 8 年 6 月 8 日

公 告

防衛省陸上自衛隊
大和駐屯地業務隊長
宮 川 治 彦
(公印省略)

陸上自衛隊大和駐屯地創立 7 0 周年記念行事において、来場者に対しサービスの提供を行うため、野外交店の出店業者を募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 公募に関する事項

- (1) 業務件名
「大和駐屯地創立 7 0 周年記念行事における野外交店の設置経営」
- (2) 業務内容
ア 食品・飲料（アルコール類は除く。）
イ 物品販売（自衛隊グッズ、土産等）
ウ その他（自衛隊イベントにふさわしい品目）
- (3) 業務実施日
令和 8 年 1 0 月 1 8 日（日）
- (4) 設置施設の所在地及び名称
所在地：宮城県黒川郡大和町吉岡字西原 2 1－9
名 称：陸上自衛隊大和駐屯地^{りくじょうじえいたいたいわちゅうとんち}

2 応募資格

- (1) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、野外交店の経営業務のすべてを自社で遂行できること。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は、同等の資格を有すること。
- (4) 各契約機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 公募を行う事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴

力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 飲食を提供する業者等については、次の書類を提出できること。提出時期については野外売店出店申請書等で示す。

ア 仮設営業許可証の写し１部

（大和駐屯地内で調理加工する旨保健所へ届出、許可を受けたもの）

イ 販売員全員の検便結果の写し１部

（調理実施者だけではなく、販売員全員令和８年９月１８日以降に実施したもの）

ウ 事業総合賠償責任保険等加入の写し１部（ＰＬ保険制度加入証等の写し）

エ 漬物販売の業者については、加工登録証の写し１部

3 出店に関する制限等

- (1) 出店区画数の制限があるため、申請しても必ず出店できるものではなく、提出書類に基づき、書類選考による総合的審査の上、出店業者を決定します。
- (2) 各種感染症等の状況、荒天及び災害派遣等で野外売店の出店を中止又は店舗数を制限（売店業種の制限）する場合があります。

この際、国は損害賠償等の責任は負いません。

4 申し込み締切日時

令和８年６月２３日（火）１２時（郵送の場合は、締切日時までに必着）

5 野外売店出店申請書等の配布

次項の「問合せ先」で申請書等を配布する。

配布期間：令和８年６月８日（月）から令和８年６月２２日（月）までの
９時～１２時、１３時～１６時（土日は除く。）

6 問合せ先（申請書提出先）

(1) 住所

〒981－3684

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21－9

陸上自衛隊大和駐屯地業務隊厚生科厚生班

(2) 連絡先

電 話：022－345－2191（内線326）赤塚

メールアドレス：gsvc-taiwa@inet.gsdf.mod.go.jp